

質問書に対する回答

件名)東関東自動車道 塔ヶ崎高架橋(鋼上部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1		塔ヶ崎高架橋のGE1～J11架設における巴川河川管理用通路(右岸及び左岸)については、特記仕様書20-5-4の通り、“昼間かつ規制無しの作業”で、人や車両は通行しないことが前提と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2		塔ヶ崎高架橋のGE1～J7架設に使用する大型クローラークレーンについて、組立・解体に必要なヤード整備は変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	塔ヶ崎高架橋のGE1～J7架設に使用する大型クローラークレーンの組立・解体に必要なヤード整備は特記仕様書20-5-4(3)に記載のとおりです。なお、その他現地条件等に変更があった場合は、変更協議の対象となります。
3		野友工事用道路は塔ヶ崎工事(熊谷組)と共同使用とのことですが、塔ヶ崎高架橋の架設工程が影響を受けることは無いと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4		施工対象である3橋の架設作業ヤードにおいて、クレーン設置箇所やベント設置箇所等において必要な地耐力が不足していると確認され、その対策が必要となった場合は変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	塔ヶ崎高架橋 設計図153/156に示すとおり、本工事で想定しているクレーンに対する地盤改良は施工済みです。そのため、クレーンの変更については変更協議の対象なりません。なお、その他現地条件等に変更があった場合は、変更協議の対象となります。